

# ハラスメント相談センターだより

第13号 2013年10月発行

すっかり秋めいてきましたね。秋といえば、読書の秋、スポーツの秋、紅葉の秋といろいろありますが、やはり食欲の秋ですよね。旬の食べ物を求めて、飲み会が開かれる機会も多くなるかもしれません。今回も**アルハラ**についてお知らせします。

イッキ飲み防止連絡協議会では、2000年4月から5月にアルハラ110番を設置したところ、さまざまな事例が寄せられたとのこと。結果の概要は以下のとおりです。

被害者は社会人が51%、学生が38%であり、性別では男性が57%と過半数を占めた（女性は27%、残りは不明）。年代別では20代が36%とトップ。続いて10代、30代とつづき、若年層の被害が目立つ。

加害者は、先輩43%、上司26%と上下関係を背景にアルハラが行われていることが分かる。複数名による加害が70%と、組織ないし集団ぐるみの加害が顕著。

## 寄せられたアルハラの具体例

- ① 意図的な飲酒の強要
- ② 飲み会参加の強要・飲めない人に飲酒をすすめる
- ③ 未成年に飲酒をすすめる
- ④ 酔った上での迷惑行為（からむ・セクハラ・暴力など）

引用 特定非営利活動法人 ASK

上記のように、**意図的な飲酒の強要**は当然アルハラになりますが、**飲めない人に対して配慮を欠く行為**や**飲み会への参加の強要**もアルハラになります。

センターに寄せられた相談として、**メールで飲み会への参加を強要された**という事例がありました。

誰もが気持ちよく参加を選べるような飲み会にしたいですね。

「これってハラスメント？」と思われたら、ハラスメント相談センターにご相談ください。



名古屋大学 ハラスメント相談センター  
〒464-8601 名古屋市千種区不老町 工学部7号館B棟2階  
開室時間 月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00  
TEL/052-789-5806 FAX/052-789-5968  
E-mail/h-help@post.jimu.nagoya-u.ac.jp（東山・鶴舞・大幸  
共通）  
鶴舞分室・大幸分室も開室中です。詳細はHPへ。